

放送コンテンツのネット同時配信等 に係る権利処理の円滑化について

令和 2 年 6 月

文化庁

これまでの検討の経緯

- 平成30年の規制改革実施計画では、ネット同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省での検討結果を踏まえ、著作権制度の在り方について必要な見直しを平成31年度中に措置することとされた。

同時配信に係る著作権等処理の円滑化のため、総務省放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、放送事業者における具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を勘案し、所要の課題解決を行う。その際、例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、著作権等の適切な保護と公正な利用の促進とのバランスを図る観点から、新たな技術の進展なども踏まえ、必要な見直しを行う。

- その後の規制改革推進会議WGでは、専ら、レコード及びレコード実演に係る著作隣接権について放送（報酬請求権）とネット配信（許諾権）で取扱いに差異がある点の解消が議題とされており、令和元年の第5次答申（フォローアップ）でも、「同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化」が課題として言及されている。

同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方についての必要に応じた見直しを本年度中に行うため、年度内早期に関係省庁で開始される具体的な検討作業の状況について注視していく。

- 規制改革実施計画・第5次答申を受けて、総務省の「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」で検討が進められ、令和元年11月中旬に著作権制度を含めた課題を取りまとめ、文化庁に対して検討を依頼（その通知において、規制改革推進会議での議論等を踏まえ、著作隣接権の取扱いから検討に着手することが想定される旨が記載）。

- 文化庁では、上記の流れを受けて、令和元年12月から文化審議会で検討。総務省、放送事業者（NHK・民放キー局）、著作隣接権関係団体、アウトサイダー（インディーズ及びネットクリエイター）といった幅広い関係者からのヒアリングや、消費者団体やネットユーザーの代表、著作権関係団体、ネット事業者、学識経験者も含めた委員間の集中的な議論を経て、令和2年2月に「基本的な考え方」（制度整備の方向性）を取りまとめ。令和2年の3月の総務省勉強会でも報告し、特段指摘なし。

令和元年度文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について（令和2年2月4日） （別紙）「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）」に 関する基本的な考え方（審議経過報告） 抜粋



下記の4項目の考え方に沿って、関係者（事業者と権利者の双方）の意向を十分に踏まえつつ、より具体的な検討を早急に進める必要がある。

1. 検討の射程・優先順位

- 規制改革推進会議における議論や総務省から文化庁に対する通知の内容、それらの背景にある「放送とインターネット配信で著作権法上の権利の在り方に差異があることで権利処理がより困難となっている」という問題意識を踏まえ、**①レコード及びレコードに録音された実演並びに映像実演の利用円滑化（著作隣接権の取扱い）**（下記3.に記載した現行規定の拡充を含む）から検討に着手することとしつつ、**②その他の課題（著作権の取扱いを含む）**についても、**放送事業者からの要望が強いことを踏まえ、その緊急性・重要性に応じて、継続的かつ総合的に検討を行う**こととする。
- 特に、①については、間もなくNHKによる（常時）同時配信が開始されることも踏まえつつ、**来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結論を得る必要がある。**

2. 対象とするサービスの範囲

- 総務省における取りまとめ内容等を踏まえ、**いわゆる放送の同時配信に限らず、一定期間のなかでリニア放送と意図して時間をずらし配信するものや、その一定期間終了後に再活用する配信などを含め、放送コンテンツのインターネット配信に係る事業者の多様なニーズ（将来的な事業の見直しを含む）に対応した措置を検討することとする。**

（※）民放テレビ事業者の多くは放送の同時配信等を本格実施しておらず、民放テレビ事業者が行う同時配信等サービスの具体像は明確になっていないため、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性が担保できるように留意して検討する必要がある。

（※）いわゆる「ウェブキャスト」については、放送コンテンツのインターネット上での同時配信等とは、背景となる制度や実施主体、権利処理に当たった課題、権利者に与える影響、サービス・コンテンツの多様性（内容面の規制がない）や課題の緊急性等に差異があり、一律に取り扱うことは難しいと考えられる。ただし、いずれも国際条約に定める公衆への伝達に該当する点で共通していること、広く一斉にコンテンツを伝達する手段として国民のニーズに応える重要な役割を担っていることも踏まえながら、「ウェブキャスト」に係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ、検討を進めることとする。

3. 権利処理の円滑化のための手法

- まずは、権利情報を集約したデータベースの充実・利便性向上、著作権等管理事業者による集中管理の促進など、**運用面の改善を着実に進めることとする。**
- それと並行して、**いわゆるアウトサイダーへの対応など、同時配信等を円滑に行う上でボトルネックになる課題、すなわち、運用面の改善では対応し切れないと考えられる課題の解決に資するような法整備を検討することとする。**
- その際、**放送等にも適用される現行規定**（例：第38条第3項（営利を目的としない公の伝達）、第40条第2項（行政機関における演説等の利用）、第68条（著作物の放送に当たった裁定））**を放送の同時配信等に拡充することについても、個々の規定の趣旨や見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、併せて検討を行うこととする。**

（※）なお、いわゆる「レコード演奏権」については、本件とは問題の所在も関係する事業者も大きく異なる一方で、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では共通性もある。こういった点も踏まえながら、別途、今後の取扱いを検討することが適当である（レコード演奏権に関する検討・調整に時間を要することで、本件への対応が遅れることは避けるべきである）。

4. 権利者の利益保護への配慮

- 新たな法整備の検討に当たっては、**既に形成されているライセンス市場又は形成される見込みの高いライセンス市場を阻害しないよう十分に注意するとともに、権利者の利益保護について適切な配慮を行う必要がある**（例：仮に**新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与**など）。
- その際、**サービスの実態に応じた適正な対価とすること**（補償金の決定方法を含む）や、**様々な権利者が適正な対価を受け取れるようにすること**（補償金の適切な分配の在り方を含む）**にも十分に留意する必要がある。**

放送とネット配信に係る著作権制度①（現状・課題）

		放送	放送のインターネット配信	
			同時配信	追っかけ・見逃し配信など
著作権	著作物 放送と同時配信等で 制度は同じ	許諾権 （第23条第1項） ※「公衆送信権」という放送と配信が一体化した権利となっており、 どこまでの利用について許諾を得るかは当事者が自由に決められる		
著作隣接権	映像実演 放送と同時配信等で 制度が異なる部分	許諾権 （第92条第1項） ※放送の許諾を得た場合は、 契約に別段の定めがない 限り、その後のリピー 放送が可能（報酬請求権） （第94条）	許諾権 （第92条の2第1項） ※実態上集中管理（実質的に報酬請求権）	※放送の許諾を得た場合であっても、 同時配信等には別途許諾が必要 アウトサイダー（個別許諾）
	レコード 実演	報酬請求権 （第95条第1項）	許諾権 （第92条の2第1項） ※実態上集中管理（実質的に報酬請求権）	アウトサイダー（個別許諾）
	レコード	報酬請求権 （第97条第1項）	許諾権 （第96条の2） ※実態上集中管理（実質的に報酬請求権）	アウトサイダー（個別許諾）

放送とネット配信に係る著作権制度②（対応の方向性）

- 「著作隣接権」については、「放送」の際には事前の許諾不要で、事後的に報酬を支払えば良い一方で、「同時配信等」の際には事前の許諾が必要となるといった制度上のズレが存在。
- この点、同時配信等についても権利の集中管理が進められており、集中管理団体との包括許諾契約等により、円滑な利用が可能となっている。
（許諾権が、実質的に報酬請求権化している）
- 他方、集中管理がされていない、いわゆる「アウトサイダー」の権利については、事前の許諾を得ることが困難な場合が多いなどの課題がある。



「アウトサイダーの権利」（レコード実演・レコード）について、例えば、補償金付き権利制限規定を設ける（≒放送と同様、同時配信等についても報酬請求権化する）ことなどにより、利用を円滑化することが必要。

- (※) 映像実演の取扱いや同時配信以外のサービスの取扱いについては今後要検討
- (※) 「著作権」については、「公衆送信権」という放送と配信が一体化した権利となっており、それをどのように区分して契約を結ぶのかは当事者間で自由に決めることができる（例：放送の許諾だけ得る、放送と同時配信の許諾をセットで得る）

放送等にのみ適用される現行規定

- 現行著作権法においては、例えば、下記のように、放送では可能なことが同時配信等では不可能となっている規定が存在している。
- これらについても、個々の規定の趣旨や、見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、放送の同時配信等に拡充することを検討する必要。

①第38条第3項（営利を目的としない公の伝達）

⇒ この権利制限規定によって、権利者の許諾なく、喫茶店等のテレビで放送番組は見せられるが、同時配信等は見せられない

②第40条第2項（行政機関における演説等の利用）

⇒ この権利制限規定によって、権利者の許諾なく、国会などでの演説・陳述を放送することはできるが、同時配信等することはできない。

③第68条（著作物の放送に当たっての裁定）

⇒ この規定によって、権利者との協議が整わないなどの場合には、放送事業者は文化庁長官の裁定を受けて著作物を放送することができるが、同時配信等に当たってこの仕組みは使えない。

**【参考】第19期文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会
委員名簿（令和元年12月18日時点）**

(委員)		
今子	さゆり	ヤフー株式会社政策企画統括本部政策企画部シニアエキスパート
岩本	太郎	一般社団法人日本民間放送連盟知財委員会知財専門部会法制部会主査
上野	達弘	早稲田大学法学学術院教授
大淵	哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
奥邨	弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
華頂	尚隆	一般社団法人日本映画製作者連盟事務局長
河島	伸子	同志社大学経済学部教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員教授
河村	真紀子	主婦連合会常任幹事
岸	博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
小寺	信良	一般社団法人インターネットユーザー協会代表理事
椎名	和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
末吉	互	弁護士
太佐	種一	一般社団法人電子情報技術産業協会著作権専門委員会委員長
高杉	健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
多賀谷	裕	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会ICT基盤部長
龍村	全	弁護士
中戸川	直史	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
宮下	令文	一般社団法人日本動画協会理事・著作権委員会委員長
※今村	哲也	明治大学情報コミュニケーション学部専任教授
※内山	隆	青山学院大学総合文化政策学科教授
※梶原	均	日本放送協会知財センター長
※長野	文夫	特定非営利活動法人インディペンデント・レコード協会理事長
※仁平	淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
※前田	哲男	弁護士

※印の委員については、放送のインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化（著作隣接権に関する制度の在り方を含む）
についての審議を行うため、追加で御参加いただいた委員

(オブザーバー参加)

丸田 晋 株式会社テレビ東京ホールディングス法務統括局番組契約部長

【参考】第19期文化審議会著作権分科会 委員名簿(令和元年7月5日時点)

井坂 聡	映画監督、協同組合日本映画監督協会専務理事
井上 伸一郎	一般社団法人日本映画製作者連盟理事
井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
井村 寿人	一般社団法人日本書籍出版協会副会長
大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
河島 伸子	同志社大学経済学部教授、東京大学未来ビジョン研究センター客員教授
北郷 悟	一般社団法人日本美術家連盟委員・著作権委員会副委員長、東京藝術大学教授
木田 幸紀	日本放送協会専務理事
久保田 裕	一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事
小池 信彦	公益社団法人日本図書館協会著作権委員会委員長
河野 康子	一般社団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長
椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事・実演家著作隣接権センター運営委員
末吉 亙	弁護士
鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科長・教授
瀬尾 太一	一般社団法人日本写真著作権協会常務理事
高杉 健二	一般社団法人日本レコード協会常務理事
竹内 敏	一般社団法人日本新聞協会新聞著作権小委員会委員長
田嶋 炎	一般社団法人日本民間放送連盟理事待遇 番組・著作権部長
龍村 全	弁護士
田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授、東京大学名誉教授、弁護士
長尾 玲子	公益社団法人日本文藝家協会著作権管理部部長
前田 哲男	弁護士
森田 宏樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
吉村 隆	一般社団法人日本映像ソフト協会会長
吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長
渡辺 俊幸	作曲家、一般社団法人日本音楽著作権協会理事、一般社団法人日本作編曲家協会常任理事